



小池雄一

修郎先生の事件簿

～就労ビザ専門会社の現場から～

佐生修郎(さしゅう・しゅうろう)は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

鈴木一郎 大変だ、大変だ、空港で滞在許可(ITAS)の処理と発行が始まったって聞いたよ。来週に菊池雄星君が312就労ビザで入国予定だけど大丈夫かなあ？

佐生修郎 先の新しい法務人権大臣規定2018年第16号が実際に運用に乗ってきたということだね。

鈴木 雄星君にはどのように伝えればよいのかなあ？

佐生 いくつかのキーワードと注意点があるから、それを押さえて伝えてあげるとよいよ。(スカルノハッタ空港第3ターミナルの場合)

(1)飛行機を降りたら入国審査に進むけど、「FOREIGN WORKER WITH LIMITED STAY PERMIT」の表示がある入国審査カウンターの列に並ぶ(2)パスポートを提示したら入国審査官の指示に従い写真撮影と指紋採取を行う。指紋は10本指全て(3)パスポート上に「STAY PERMIT & RE-ENTRY」と書かれたステッカー(シール)が貼られる(4)スタンプ印ではなくステッカーだ。この許可と再入国許可の許可証そのものだ(5)数週間待つと許可証が別様式になった「ITAS ELEKTRONIK」がpdf形式ファイルで会社の総務人事担当者宛てに電子メールで送られてくることだね。

空港でのITAS手続きが始まった…のか？

鈴木 でも、いつものように初期トラブルがあるんじゃないの？

佐生 むむっ鋭い。実は、現場運用が完全かという点はまだそうとは言えない。散見されているトラブルは二つ。

(1)写真撮影および指紋採取をされなかった(2)写真撮影、指紋採取を実施したがパスポートに貼られたのは

鈴木 入国時に空港で写真撮影と指紋採取をするってことは、地域イミグレーション事務所へ出頭する必要がない方が良さかね。

鈴木 入国時に空港で写真撮影と指紋採取をするってことは、地域イミグレーション事務所へ出頭する必要がない方が良さかね。

佐生修郎 心得の条

一 新法務人権大臣規定の現場運用が開始された。ITASの申請取得のために空港の入国審査カウンターで写真撮影や指紋採取が行われる。空港でのトラブル事例も含めその実情をあらかじめ来イ者に伝えておくこと

二 空港での運用が変わったのは、新しい312就労ビザでの入国時のみ。317家族帯同ビザや駐在員のITAS延長手続きでは、相変わらず従来どおり地域イミグレーションへ出頭することを認識しておくこと

鈴木 おっしやるとおりだ。でも、目の前の現実に対応していくこともしっかりとやらなければならぬ。

鈴木 じゃあ、これから新しく312就労ビザで入国する雄星君にしてあげられることは何だろうか？

佐生 先に挙げたような、(1)変更後の新しい正規のやり方を伝えておく(2)例外事例もあることも伝えておく。こんなところだね。加えて知っておいてほしいのは、317家族帯同ビザの場合、従来どおり地域イミグレーションに出頭が必要だ。それにITASの延長手続きの際にも出頭するよ。

鈴木 何かスッキリしない状況だけど、分かったよ。

佐生 落ち着くまで少し時間がかかりそうだけど、良くなっていくと信じて現実に対応し続けるしかないさそうだ。一緒に頑張ろう、一郎君。

こいけ・ゆういち FPCインドネシア代表取締役。89年学習院大卒、日本アイ・ビー・エム入社。フジスタップへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「夢ある街のたいやき屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。52歳。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

X X 「修郎先生の事件簿」は、原則、毎月第1水曜に掲載します。